

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定

平成二十四年 月 日
佐倉市告示第 号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、関係図面は、佐倉市経済環境部環境保全課において閲覧に供する。

指定した地域

佐倉市の全域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号により定められた地域のうち工業専用地域を除いた地域をいう。